

## 韓国知的財産ニュース 2013 年 4 月前期

(No. 244)

発行年月日：2013 年 4 月 29 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告 (4. 10)
- 1-2 特許法施行令の一部改正令案 (4. 10)

#### 関係機関の動き

- 2-1 金融業界「創造金融」の新風が吹く (4. 2)
- 2-2 金融委員会 未来の創造・知的財産ファンドを発売 (4. 3)
- 2-3 未来の強軍 特許で育てる (4. 9)
- 2-4 技術標準院 知財連携型標準化で 3D 融合産業をリード (4. 10)
- 2-5 韓国特許庁 第 1 回地域知識財産政策協議会を開催 (4. 11)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 バウンス・バック特許が無効に (4. 2)
- 3-2 サムスンと LG 本格的な特許交渉 (4. 4)
- 3-3 アップル 米国に続きドイツでも特許無効 (4. 5)
- 3-4 激しかったコインセル特許紛争 「日本に勝った」 (4. 8)
- 3-5 原子力研 核燃料素材の特許紛争で最終的に勝利 (4. 8)
- 3-6 警察 サムスンディスプレイを強制捜査 (4. 10)
- 3-7 2 次電池特許係争で SK 勝訴 (4. 12)
- 3-8 サムスン、アップルに軍配を上げた日本裁判所に控訴 (4. 15)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 サービス標から分析した韓国経済 (4. 2)
- 4-2 模倣商標と認定され登録拒絶された商標が急増 (4. 8)

その他一般

- 5-1 知財基盤の研究開発戦略が構築(4.1)
- 5-2 サムスン電子 昨年の R&D 投資額が 12 兆ウォン(4.2)
- 5-3 Wi-Fi ディレクトの特許出願 韓国企業が主導(4.3)
- 5-4 ETRI 米国での特許競争力が世界 1 位(4.4)
- 5-5 大学・研究所の特許が放置されている(4.8)
- 5-6 融合時代！ブラックボックスにも新風(4.10)
- 5-7 サムスン電子の特許戦略 米国に集中…理由は？(4.14)
- 5-8 R&D 担当者 知財への関心高まった(4.15)

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

2013.4.10

□ 改正理由及び主な内容

出願人の責に帰すことができない理由により、出願審査・再審査請求の期間を守れず、特許出願が消滅した場合、一定期間内に申請を行えば、特許出願の回復が可能とする制度の導入などを内容とする「特許法」が改正(法律第 11654 号、2013.3.22 公布、2013.7.1 施行)されたことにともない、法律の円滑な施行に向け、特許出願の回復のための申請手続きを設け、引越しなどで住所が変更された場合には、自動的に出願人コードの住所情報を変更する制度を設ける一方、発明者以外にも出願人になりえるという米国特許法の改正と関する「特許協力条約規則」の改正事項を反映し、意見提出期間が途過した後にも、1 回に限り、手続きの継続を申請して意見書の提出できるようにする制度の新設を内容とする「商標法」が改正(法律第 11747 号、2013.4.5 公布、2013.10.6 施行)されたことに伴い、関連書式を見直すなど、その他の現行制度の運営上の問題を改善・補完するためである。

意見聴取期間：2013 年 5 月 20 日まで

宛先：韓国特許庁(特許審査政策課長)

1-2 特許法施行令の一部改正令案

2013.4.10

□ 提案理由及び主な内容

インターネットの普及に伴い、全ての電気通信回線を通じて誰もが利用可能となった発明と同一の発明は、特許を受けられないというなどを内容とする「特許法」が改正(法律第 11654 号、2013.3. 22 公布、2013.7. 1 施行)されることにともない、法律の委任によって規定された電気通信回線の範囲に関する規定を削除し、職務発明補償を活性化するため、職務発明補償の優秀企業として選定された企業の特許出願が優先審査を受けられるよう、関連規定を見直す一方、出願人などの個人情報の保護強化に向け、公開の情報及び登録広報に掲載される出願人、または発明者の住所掲載の範囲を申請に応じて一部のみを掲載するなど、現制度の運営上の問題を改善・補完するためである

意見聴取期間：2013 年 5 月 20 日まで

宛先：韓国特許庁(特許審査政策課長)

## 関係機関の動き

### 2-1 金融業界「創造金融」の新風が吹く

デジタルタイムズ(2013.4.2)

パク・グンへ政権の発足に伴い、創造経済を後押しする創造金融が金融業界の新たなテーマとして注目されている。市中銀行などの金融業界は、創造金融関連の組織を新設し業務提携を拡大するなど、素早い動きを見せている。また、イ・ミョンバク前政権で掲げられた「グリーン金融」や「金融公企業の民営化」などは、優先順位が逆転、今後の展開が注目されている。

1 日の金融業界によると、金融委員会のシン・ジェユン院長と金融監督院のチェ・スウォン院長が今後の創造金融政策を強力に推進する方針を明らかにした。

シン・ジェユン院長は、3 月 2 日に内定発表後のインタビューで「金融が創造経済をリードできるように、その在り方を明確にしたい」と述べた。その後、人事聴聞会と就任式などでも、創造金融を強調した。特に、29 日にスンシル大学ベンチャ中小企業センターを訪問した時「必要とする資金を支援し、技術を開発すれば妥当な価格で販売できるようなインフラを構築するという役割を果たしていきたい。融資中心の資金の支援を、投資に軸足をシフトさせていく」と今後の在り方を明確に示した。

金融委員会は、その後ろ盾として政策金融システムの見直し案をまとめている。

チェ・スウォン院長も 3 月 18 日の就任式において「新政権の国政課題を滞りなく進み、創造経済のけん引という役割をきちんと果たしたい」と強調した。

銀行も創造経済を支援するための具体案作りを急いでいる。KB 国民銀行は、3 月 25 日、銀行長を委員長にする創造金融推進委員会を新設し運営している。この委員会は、

創造経済関連の政府系機関と連携し、関連戦略を確立、推進する組織だ。

KDB 産業銀行は、先月、韓国特許庁と業務連携を締結し、創造経済を支援するため、知的財産権担保貸し出しをスタートさせると発表した。中小企業に対し、不動産や資産担保ではなく、革新的な技術に貸し出しを行う新たな制度だ。

これから金融機関の創造金融政策と銀行での関連サービスのラッシュが予想されている。

創造金融が強調され、前政権時代の主要な 이슈の今後の動きにも関心が寄せられる。前政権では、2009 年からグリーン産業成長を目標にしたグリーン金融を掲げてきた。しかし、最近、環境部が部署名から「グリーン」を取り外し、グリーン成長委員会も組織改編が行われるなど、グリーン産業分野も変化の風が吹いている。グリーン金融協議会の関係者は、「まだ、グリーン金融の変化や名前などに関する議論はない」と述べながらも、「最近の雰囲気では、大枠は維持されても、グリーン金融の体制を見直し、支援対象などは変わるのでは」という見通しを示した。

前政権の主な政策の一つだった金融公企業の民営化も俎上に乗せられている。前政権では、産業銀行の民営化が強力に推進されていたが、その動きも下火になりつつある。先月 29 日、企画財政部のイ・ソクジュン 2 次次官は、「産業銀行の売却は、今年だけでなく、しばらく行う計画がない」と明確に話した。

そのため、金融界でも前政権のシンボルは消え、新政権を象徴する「創造経済」に変わりつつあると言われている。

<カン・ジンギョ記者>

## 2-2 金融委員会 未来の創造・知的財産ファンドを発売

電子新聞(2013.4.3)

金融委員会は、新規スタートアップ会社への民間投資を促すため、政策金融がより多くの負担を負う「未来の創造ファンド」(仮称)を発売する。

電子金融トラブルの再発防止に向け、5 月末までに全ての金融機関を対象にセキュリティー状況を点検する。また、中小・中堅企業が知的財産を売却して資金を調達する 1000 億ウォン規模の「知的財産ファンド」の導入を決めた。

3 日、金融委員会は、青瓦台(韓国大統領官邸)で開かれた業務報告においてこうした内容の 2013 年度業務計画をパク大統領に報告した。

金融委は、まず、創業-回収-再挑戦の好循環金融環境を構築することで創造経済の実現を後押しする。ファンド・オブ・ファンズ、政策金融公社などの政府機関と民間が連携して「未来創造ファンド」を発売する。このファンドは、政策資金がより多くの投資リスクを負担して民間のハイリスク投資を促し、創業・技術企業の支援を強化する。

スタートアップ段階の支援として、少額の資金を多くの投資家から募る「クラウドファンディング」を法律化し、技術とアイデアで挑む創業者に特例の補償を提供する。「予

備創業者特例補償」は、信用保証基金・技術補償基金が今月、5 百億ウォンの財源を用意し、最大 5 億ウォンまで貸し出し補償を行う。金融委は、6 月までにクラウドファンディング制度の導入案を作り、資本市場法改正を推進する計画だ。

金融の電子的トラブルの再発を根本的に防止するための対策を設け、取引の安全と利用者保護に向けた制度の見直しも推進される。5 月末までに全ての金融機関を対象に電算とセキュリティー状態を点検し、根本的な事故防止相互対策を設ける。また、公認認定書を基盤にしている現在の電子金融認証システムをグローバル環境にも適用できるように見直し、安全なオンライン金融取引を実現するために関係機関と協力してセキュリティー強化対策を確立する。

資金が不足している企業が特許技術を売却し、運営・投資費用を調達できる市場を形成する。金融委は、1000 億ウォン規模の「知的財産ファンド」を発売する。このファンドは、企業から特許などの知財を買い取り、売却の代金を支払い、該当企業やその他の企業から知財使用料を受け取って収益を上げる。

また、金融委は、中小企業の資金調達を図るため、中小企業専用の株式市場コネクスを 6 月末に開場する計画だ。コネクス上場企業の買収合併(M&A)のスムーズな締結を支援するため、コネクス市場と企業特性を考慮し、M&A 規制を合理化する案も設けた。一方、コネクス上場法人と非上場法人の M&A は、現行の合併価額算定の方式、外部機関からの評価、迂回上場の規制などを適用しないことを決めた。

<クォン・サンヒ記者>

## 2-3 未来の強軍 特許で育てる

韓国特許庁(2013. 4. 9)

韓国特許庁と陸軍、空軍、大韓弁理士会は、4 月 8 日、忠清南道鷄龍の陸軍本部及び空軍本部にて「軍の知的財産環境構築に向けた業務協約」を締結した。

\*特許庁-陸軍-大韓弁理士会の MOU : 4 月 8 日、15 : 30、陸軍本部

特許庁-空軍-大韓弁理士会の MOU : 4 月 8 日、16 : 10、空軍本部

2013 年における国防 R&D 予算は、約 2.47 兆ウォンと、韓国政府 R&D 予算の約 15% を占める。研究開発によって創出された知的財産の体系的な管理が必要であり、軍の戦闘力の向上や予備産業人材である軍将兵の知的財産創出能力の育成には、軍将兵の知的財産認識の拡大に積極的に取り組むべきだということで意見が一致したためだ。

軍の知的財産管理能力の不足により、研究開発成果を民間企業が単独で特許登録して独占権を行使しており、調達品のコスト上昇の原因として指摘されてきた。そのため、問題となった特許の返還、不当な利益の回収を解決し、研究開発成果の正当な権利帰属などを実現するためには、軍の知的財産の体系的な管理が求められていた。

陸軍は、6 月に知的財産権の創出及び管理を担当する組織を新設し、「知的財産権管理

業務規定」を確立した。空軍は、現在関連組織の新設を推進している。

また、陸軍と空軍は、知的財産管理組織の専門性向上を図るため、弁理士資格を持っている弁理士専門士官を選抜する計画だ。

陸軍は、2013年2月、弁理士専門士官2人を選抜し、2013年6月から知的財産管理組織に配置する。特許出願・訴訟、技術移転及び知的財産権政策の開発などの業務を担当する。

空軍は、弁理士試験の合格者を対象に5月10日まで志願書を受付、2013年12月任官を目標に選抜日程を進めている。

大韓弁理士会は、弁理専門士官がなるべく早く実務に投入できるよう、「(仮称)軍知財権サポーターズ」を組んで支援し、軍の知的財産管理組織を弁理士法令による実務修習機関として認め、除隊後の就職など、社会進出に役立てるよう支援する計画だ。

韓国特許庁は、知的財産担当将兵の専門性向上に向け、国際知的財産研修院の教育課程及びオンライン教育コンテンツを利用できるようにし、一般軍将兵を対象に知的財産教育\*も展開していく計画だ。

\*2012年度教育参加の実績：陸・海・空軍 50部隊から 6,946人

また、軍の職務発明制度の運営及び軍将兵発明大会の開催、その他知的財産の創出・活用能力の強化のために協力していくことで合意した。

今回の MOU を通じて韓国特許庁、陸軍、空軍、大韓弁理士会が相互協力できる領域が広がると期待されている。

キム・ヨンミン庁長は、「イスラエルでは、軍生活で得た知識とネットワークを基盤にして除隊後創業する文化が定着している。韓国軍からも創意的なアイデアを発揮してもらい、創造経済の揺りかごになれるよう、最大限の協力を行う考えだ」と述べた。

チョ・ジョンファン陸軍参謀総長は、「陸軍の知的財産権政策の推進及び、業務システムの早期定着に向けた韓国特許庁、及び大韓弁理士会の積極的な支援に感謝する。今後、両機関の業務ノウハウを活用し、相互の有機的な協力を通じて国防予算を減らし、国防技術を発展させていくことができると期待している」と述べた。

ソン・イルファン空軍参謀総長も「今回の MOU は、持続的かつ包括的なパートナーシップの構築の良い契機であり、民・官・軍協力の良い事例だ。空軍と両機関のきめ細かな連携は、知的財産競争力の向上を通じた国防経営の効率化、国の創造経済の実現の礎になれると期待している」と話した。

一方、大韓弁理士会のユン・ドンヨル会長は、「今回、弁理士専門士官の選抜は、弁理士の役割を軍にまで拡大できるよいチャンスだ。軍が知的財産を活用できる知的財産基盤のスマートな国軍になれるよう、積極的に支援していく」と約束した。

電子新聞(2013. 4. 10)

産業通商資源部の技術標準院は、3D との融合産業を活性化させるため、知的財産権との連携した標準化を推進すると 10 日に発表した。

技術標準院は、この日、韓国、米国、日本、EU などの各国の専門家が参加したなか、「グローバル 3D 標準及び知財フォーラム(3DSIF)2013」を開催した。フォーラムは 12 日までの 3 日間開かれる。韓国は今回のフォーラムで、3D テレビ、クラウド基盤の 3D ゲームなど様々な 3D 関連技術の知財標準化との連携戦略を発表する。

フォーラム開催をきっかけに、3D ランニング、3D インターラクション、ヘッドマウントディスプレイ(HMD)などの新たな 3D 融合技術の知財連携型標準化を積極的に推進する計画だ。知財連携型標準化は、知財を含めた標準をつくる取り組みだ。長期的には、国際的な特許プールを構築して特許権者には技術料による収入を保証し、特許紛争を回避する。

技術標準院は、2011 年~2012 年の「3D ヒューマン・ファクター」と「3D 医療の標準化」作業組を国際標準化機構に新設し、これから「3D エデュテインメント」作業組を追加で構成する計画だ。

技術標準院新産業標準課のユン・ジョング課長は、「標準特許の使用による技術料の受け取りが可能なので、知財連携型標準化が重要だ。標準化活動を積極的に支援していきたい」と述べた。

<イ・ホジュン記者>

## 2-5 韓国特許庁 第 1 回地域知識財産政策協議会を開催

韓国特許庁(2013. 4. 11)

韓国特許庁は、4 月 11 日、政府庁舎にて 17 の広域地方自治団体とともに地域の知的財産政策の確立、地方政府への親知的財産政策の拡大策を話し合う「第 1 回地域知識財産政策協議会」を開催する。

創造経済の実現において中心的な役割を果たす知的財産の創出・保護・利用システムを先進化する案を議論し、中央と地方が知的財産政策の推進工程を一本化することで、知的財産の水準を共同で高める計画だ。

この日、韓国特許庁は、自治体の知的財産担当者に地域 R&D を効率的に進められる支援案を提示し、模倣品取締りの実効性のある連携案、地域発明文化の定着を図るための地域発明教室の活性化支援など、様々な取り組みを要請する計画だ。

政府 R&D の場合は、企画段階から技術の動向と重複を把握する特許動向調査事業が義務付けられているが、地方 R&D の場合、課題を企画する時の重複の把握などが自律事項になっている程度で、R&D 効率性低下の原因だと指摘されてきた。

そのため、韓国特許庁は、2012 年に京畿道を対象に、R&D 課題を選定する時に先行技術調査を試行実施した。その結果、計 220 件のうち、約 40%(89 件)の同一・類似の特

許技術が存在していることを発見し、それを課題選定段階から除外した。

この成果として京畿道は、技術開発事業の短期新規課題予算を約 25 億ウォン削減する効果を上げたが、これは全体の 40.5%に当たる金額だ。キム・ヨンミン庁長は、2013 年から他の広域自治体にも地域 R&D 特許動向調査の本格的な実施を要請する計画だと述べた。

模倣品に対する自治体の是正勧告の徹底的履行の確認と特別司法警察権の導入要請を通じ、模倣品などによる地域経済の被害を最小限に抑える。現在、模倣品取締まりに対する特別司法警察権を導入したのは、ソウル市とソウル市中区庁の 2 ヶ所のみだ。

これからも韓国特許庁は、地域の知的財産の不均衡を解消し、地域の知的財産活動の活性化を促していく考えだ。国民の幸せを実現するための知的財産行政サービスを提供するため、関連部署と地方自治体との知識財産政策協議を年 2 回に定例開催する予定だ。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 アップルのバウンス・バック特許が無効に

電子新聞・デジタルタイムズ(2013.4.2)

米国特許庁がアップルのバウンス・バック特許について無効判決を下した。バウンス・バックは、指先でスマートフォンをスクロールする時、最後の部分で跳ね返って最後であることを示す技術で、アップルがサムスン電子に特許侵害の訴訟を提起した主な理由のひとつだ。

2 日、知的財産権専門ブログ FOSS PATENTS は、米国特許庁が先月 29 日にアップルのバウンス・バック特許の 20 項の請求項のうち、17 項について無効を決定したと伝えた。

残りの 3 項は、非常に特殊な状況におけるバウンス・バック機能だ。特許専門家は、一般的な状況でのバウンス・バック特許は、事実上無効化されたと分析した。米国北部地方裁判所でアップルと控訴審を進めているサムスン電子は、今回の無効決定により、賠償額を削減させるチャンスを得た。

バウンス・バック特許は、サムスン電子とアップルが行っている訴訟ではコア技術の一つだ。昨年 8 月、米国の陪審員は、サムスン電子がアップルのバウンス・バック特許を侵害したと評決し賠償額を請求した。先月、コー・ルーシー裁判官は、「パシネイト」、「ギャラクシー ACE」、「ギャラクシー S」、「ギャラクシー S 4G」、「ギャラクシー S2」、「ギャラクシー Tab10.1」、「メスマライズ」、「バイブラント」などの機種に対し、5 億 9000 万ドルの損害賠償額を確定した。

この損害賠償額には、バウンス・バック特許関連の金額も含まれており、新しく裁判をする 14 機種も同様だ。サムスン電子は、すでにアップルのバウンス・バックを迂回し



た技術を適用し販売中だ。アップルは、特許審判院に控訴できる。

サムスン電子とアップル訴訟のコア特許技術であるバウンス・バックの権利範囲が縮小された。

訴訟に与える影響は大きくないが、アップルが主張してきた主な争点が力を失うと考えられる。ただ、サムスン電子がアップルのコア特許を侵害してスマートフォンを開発したという汚名の一部を返上したといえる。

特許専門家は、特許庁の決定が原審最終判決における賠償金や新しい裁判に直ちに影響することはないと口を揃えた。すでに原審訴訟の最終判決でサムスン電子がアップルの特許を侵害したことが認められ、賠償金が算定されたためだ。

賠償金の算定に問題があり、新しく裁判を行うの時にサムスン電子がこのカードを切り出すことはできる。サムスン電子は、陪審員に対し、米国特許庁がバウンス・バック特許の範囲を縮小したため、侵害したかどうかについて慎重にアプローチしてほしいと求めることができるのだ。

米国特許庁は、昨年バウンス・バック特許無効決定を下してきた。特許庁は、昨年10月、バウンス・バック特許が2つの先行特許と似ているか一致しているとして、暫定的に無効判決を下した。12月初めにも、10月の暫定判決を支持する判決を出した。昨年10月から6ヶ月の間、無効判決を3回も言い渡した。

イチャンフン特許事務所のアジュ・ヤンホン弁護士は、「米国特許庁がバウンス・バック特許20項の請求項のうち、17項を無効化したが、これを実質的な無効だとも言えるが、権利自体が消滅したわけではない。14種の商品の新しい裁判にも今回の判決が直ちに影響与えることはない」と説明した。

理由は、訴訟を担当している裁判官が特許審判院の結論を待って、判決を言い渡す可能性が高いためだ。ドイツで進められた訴訟では、一部の特許が無効訴訟に係留されたという理由で判決保留決定を出した前例がある。同弁護士は、「アップルは、特許裁判所に控訴するとみられ、今回の決定が最終的な決定ではない」と説明した。

ドイツの知的財産権専門ブログ FOSS PATENTS も「裁判官が特許庁の最終決定を直ちに判決に反映することはないだろう」という見解を示した。

<キム・インスン記者>

#### <米国裁判所におけるサムスン電子とアップルの特許係争>

- ・ 2011年4月15日=アップル、特許侵害を理由にサムスンを提訴
- ・ 2011年6月30日=サムスン、4月に反訴
- ・ 2011年7月1日=アップル、サムスンの4機種に対し販売差し止め仮処分を申請
- ・ 2011年12月2日=米裁判所、アップルの仮処分申請を棄却

- ・ 2012年 2月 8日=アップル、ギャラクシーネクサスの販売差し止め仮処分を申請
- ・ 2012年 4月 18日=サムスン、2月の提訴に対し反訴
- ・ 2012年 5月 14日=控訴裁判所、アップルの仮処分控訴のうち、タブレットデザイン1件を地方裁判所に差し戻し(追加審理を命令)
- ・ 2012年 5月 21~22日=裁判所の勧告を受け、サムスンのチェ・ジソン副会長とアップルのティム・クック最高経営責任者が交渉、決裂
- ・ 2012年 6月 26日=裁判所、ギャラクシーTab10.1販売差し止め仮処分を命令
- ・ 2012年 6月 29日=裁判所、ギャラクシーネクサス販売差し止め仮処分を命令
- ・ 2012年 7月 2日=裁判所、ギャラクシーTab10.1の販売差し止め執行停止要請を棄却
- ・ 2012年 7月 3日=裁判所、ギャラクシーネクサスの販売禁止執行停止要請を棄却
- ・ 2012年 7月 15日=サムスンのチェ・ジソン副会長とティム・クック CEO の2回目の合意交渉が決裂
- ・ 2012年 7月 30日=本案訴訟を開始
- ・ 2012年 8月 18日=チェ・ジソン副会長とティム・クック CEO の3日目の電話による交渉が決裂
- ・ 2012年 8月 24日=陪審員の評決でアップルの勝利。サムスンに約1兆2000億ウォンの賠償を要求
- ・ 2012年 9月 1日=アップル、ギャラクシーS3を追加提訴。2次の訴訟を定期
- ・ 2012年 9月 21日=サムスン・アップル、陪審の評決に対し、それぞれ再審と追加倍層を求める評決不服法律審理(JMOL)を要請
- ・ 2012年 10月 1日=裁判所、ギャラクシーTab10.1の販売差し止めを解除
- ・ 2012年 10月 2日= 아이폰5を追加提訴。2次訴訟を提起
- ・ 2012年 10月 11日=控訴裁判所、ギャラクシーネクサスの販売差し止めの原審判決を破棄
- ・ 2012年 11月 21日= 2次訴訟の対象にアイパッド mini、アイパッド4などを追加
- ・ 2012年 11月 23日= 2次訴訟にギャラクシーNOTE2、ギャラクシーS3 mini、ギャラクシーS3などを追加
- ・ 2012年 12月 17日=裁判所、アップルの「サムスン電子製品の販売永久禁止」要請を棄却
- ・ 2013年 1月 29日=裁判所、両社の評決不服法律審理(JMOL)をそれぞれ棄却。サムスンが意図的に特許を侵害していないと判決。
- ・ 2013年 1月 31日=控訴裁判所、ギャラクシーネクサスの販売差し止め仮処分

を棄却

- ・ 2013年2月16日=2次訴訟にギャラクシー3と 아이폰5を追加
- ・ 2013年3月1日=裁判所、サムスンの賠償額を約6500億ウォンに調整

### 3-2 サムスンと LG 本格的な特許交渉

電子新聞(2013.4.4)

サムスンディスプレイと LG ディ스플레이の特許交渉が軌道に乗った。

業界によると、サムスンディスプレイと LG ディ스플레이は、3日、2回目の実務者協議を行い、交渉の方式を取り決めたという。

早ければ来週から本交渉に入る。両社は、先月15日、初の実務者協議を行い、3日に開かれた2回目の会議では、今後の進め方を決めた。今後、交渉には両社から特許専門家2人が参加する。交渉団は早ければ来週から特許交渉を本格的に始める。ライセンスの範囲や価格なども議論される。

昨年、両社は、相手会社と関係会社が各社の特許を侵害したとして訴訟を提起した。LG ディ스플레이は、サムスン電子とサムスンディスプレイが自社の有機発光ダイオード(OLED)特許7件を、サムスンディスプレイは LG 電子と LG ディ스플레이が自社の LCD 特許7件を侵害したとしてそれぞれを提訴した。侵害差止め仮処分申請と特許無効訴訟などを続け、誹謗中傷を繰り返した。

しかし、今年初めに両社の代表が和解することで合意し、特許交渉が始まった。

両社は、交渉の傍ら、訴訟も続けている。業界の関係者は、「交渉の大枠がまとまったので、特許の交渉が本格的に始まるだろう。現在までは、順調に交渉が進められている」とコメントした。

<ムン・ボギョン記者>

### 3-3 アップル 米国に続きドイツでも特許無効

電子新聞(2013.4.5)

アップルのコア特許がまた無効化された。ドイツ連邦裁判所は、アップルの「ロック解除」特許について無効判決を下した。

サムスン電子が同技術の特許を侵害したと判決を受けた事例はないため、訴訟に与える影響はないという。2日、米国特許庁が「バウンス・バック」特許請求項20項のうち、17項を無効化して権利範囲を縮小したが、今回の判決により、ドイツでもアップルのプライドに傷がついた。

ドイツ連邦裁判所は4日、サムスン電子とモトローラがアップルの「ロック解除」に対して提起した特許無効確認訴訟において原告勝訴判決を言い渡した。

「ロック解除」とは、画面上で指をスライドさせてロックを解除するもので、アイフ

オンの象徴的な技術だ。ドイツ裁判所は、特許に新規性がないと指摘し、アップルの 14 の主張を全て退けた。

サムスン電子は、アップルがこの特許を理由に「ギャラクシー Tab 10.1 N」や「ギャラクシーネクサス」などに対する販売差し止め仮処分を申請したことを受け、2011 年 9 月に特許無効確認訴訟を提起した。モトローラもサムスン電子とは別途に同技術の特許無効確認訴訟を提起した。

販売差し止め仮処分申請は、特許無効化の前の 2 月、ドイツミュンヘン裁判所で棄却された。特許専門ブログ FOSS PATENTS は、「アップルの特許が欧州の特許法の求める技術基準を満足させられなかった」という見解を示した。

<キム・インスン記者>

### 3-4 激しかったコインセル特許紛争 「日本に勝った」

電子新聞(2013.4.8)

日本の日立マクセルとの間で繰り広げられたリチウムイオン電池特許係争で韓国のベンチャ企業が勝訴した。エネルギー集積度を高めた超小型リチウムイオン電池(コインセル)技術を守り抜き、スマートウォッチなどのバッテリー市場に先行するきっかけになると期待されている。



<ルートジェイドが開発した硬貨サイズの電池>

ルートジェイド(Route JD)は、日立マクセルが持っているリチウムイオン電池関連特許の無効評決を日本関税庁の特許専門委員会から得たと 7 日に発表した。そのため、日立マクセルが求めたルートジェイドのリチウムイオン電池の日本輸入差し止措置が見送られる。日本関税庁の評決であるため、その後の特許審判院で日立マクセルの特許が無効になる可能性が高いというのが専門家の見方だ。

ルートジェイドは、2000 年設立された超小型リチウムイオン電池を量産する韓国企業

だ。世界初のコイン型バッテリーを開発し、日本の自動車メーカーをはじめ、世界有数の大手自動車メーカーに納品した。ルートジェイドと日立マクセルの特許係争は、2007年にまでさかのぼる。当時、日立マクセルは、ルートジェイドと技術ライセンスを契約して超小型リチウムイオン電池技術を提携し、製品の共同生産を図った。ルートジェイドのキム・ヨンドク代表は、「日立マクセルが1年後にいきなり契約を白紙に戻した。ルートジェイドの持っている「ポケッティング」などの関連技術の分析を終えて撤退したのだ」と説明した。

日立マクセルは、東芝が1998年に依頼したリチウムイオン電池の特許を買い取った。ルートジェイドは、「約10年間登録されず忘れられていた技術を日立マクセルが補完して日本特許庁に登録した。その後、韓国特許庁にも登録を終えて裁判を始めた」と語った。

日立マクセルは、同特許で日本と韓国に特許審決取り消し訴訟を提起した。3月に日本関税庁にルートジェイドが日立マクセルの特許を侵害したとして、輸入差し止めを求めた。関税庁が構成した3人の専門委員は、日立マクセルの特許についてそれぞれ「無効」、「無効の可能性はある」、「無効が疑われる」という見方を示した。ルートジェイドの法務代理人は、「日本で3人の評価員が全て無効意見を表明するのは異例なことだ。特許審判院の判決が残っているが、前向きな結果を期待している」とコメントした。

ルートジェイドが日立マクセルの特許を無効化できる可能性が高まり、スマートウォッチなどの小型スマート機器のバッテリー市場で先行できると見込まれている。キム・ヨンドク代表は、「ルートジェイドのコインセル技術は、競合会社より30%以上も高いエネルギー集積度を誇る。リチウムイオン電池のエネルギー集積度が年間2~3%のペースで高まっていることを踏まえると、10年ほど先行した技術を守りぬけたといえる」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

### 3-5 原子力研 核燃料素材の特許紛争で最終的に勝利

デジタルタイムズ(2013.4.8)

韓国の原子力研究院が独自開発した核燃料素材の技術をめぐり、世界最大の原子力企業と約7年間繰り広げてきた特許紛争で最終的に勝訴を勝ち取った。

韓国原子力研究院は、原子力材料開発部のチョン・ヨンファン博士チームが独自開発したジルコニウム合金核燃料被覆管である「ハナ被覆管」関連の欧州特許について、フランスのアレバ社が欧州特許庁(EPO)に提起した特許無効訴訟で「原案通り特許性を認める」という最終判決を言い渡されたと7日発表した。

今回の判決は、2005年にアレバ社が提起した1回目の異議申し立てについて、欧州特許庁が2010年10月に棄却判定を下したことに続いた2回目の棄却だ。それ以上の控訴提起はできない。

約 7 年間繰り広げてきた国際特許係争で最終的な勝利を勝ち取り、韓国が独自開発した技術を国際的に公認されることとなった。

核燃料被覆管は、原子力発電所の燃料になる核燃料のコア部品だが、独自技術を確保できず、世界市場はフランスのアレバ社や米国のウェスティングハウス社などに牛耳られていた。

チョン博士チームは、1997 年から 15 年間の研究開発の末、従来の商用被覆管はもちろん、原子力先進国が開発した最新素材製品より性能が優れた「ハナ被覆管」を開発、原子力素材分野で 10~15 年の技術格差を克服し、先進国と対等な技術力を確保することに成功した。

この技術は、韓国原子力研究開発史上では過去最高の技術料 100 億ウォンで昨年 12 月に企業に移転され、商用化の手続きを行っている。全量を輸入に依存してきた被覆管素材を国産化できたことで、年間、500 億ウォンに達する輸入代替効果が期待されている。

チョン・ヨンファン博士は、「今回の勝訴は、原子力先進国の係争攻勢に真正面から向き合って戦った成果であり、韓国の原子力研究陣が独自開発した技術の価値が国際的に認められた。非常に大きな意味がある」と説明した。

核燃料被覆管は、ウラン核燃料を包んで放射性物質が外部に漏れないようにする 1 次的な防護壁であり、核分裂連鎖反応によって発生する熱を冷却水に伝える機能を果たすコア部品だ。米国やフランスなどの一部の先進国が世界市場を独占している。

<イ・ジュンギ記者>

### 3-6 警察 サムスンディスプレイを強制捜査

デジタルタイムズ(2013.4.10)

競合会社の技術を持ち出した疑いで警察は、サムスンディスプレイの強制捜査に着手した。

9 日、警察と業界によると、ソウル地方警察庁国際犯罪捜査隊は、同日午前、地方にあるサムスンディスプレイ工場 3 か所と本社の 4 か所に捜査官を送り、強制捜査を行った。

警察は、この日、サムスンディスプレイが競合会社の LG ディスプレイの協力会社を通じて大型有機発光ダイオード(OLED)パネル技術を持ち出したとして、関連資料の確保に集中した。警察は、この技術を 2010 年頃、LG ディスプレイの協力会社を通じてサムスンディスプレイが持ち出したことを把握したという。

OLED は、自ら光る有機物質で反応のスピードが早く、従来の液晶パネル(LCD)より優れた画質を具現できる技術として人気を得ている。これまでサムスンディスプレイが小型ディスプレイパネルにのみ適用してきたが、LG ディスプレイが今年初め、初めてテレビ向け大型 OLED パネルに適用し、次世代テレビのコア技術として脚光を浴びている。

一方、サムスンディスプレイとLGディスプレイは、昨年からLCDとOLED関連の特許技術をめぐり係争を繰り広げてきたが、今年から政府の仲介によって特許共有などについて交渉を進めている。

<イ・ホンソク記者>

## 3-7 2次電池特許係争でSK勝訴

デジタルタイムズ(2013.4.12)

SKイノベーションがLG化学との特許係争で再び勝訴した。LG化学が直ちに上告するという意志を示し、両社の特許係争は大法院(最高裁判所)にまで争うことになりそうだ。

11日、LG化学の電気自動車向けバッテリーなど、リチウムイオン2次電池のコア素材であるセパレート特許無効審判訴訟の判決において、特許裁判所は、SKイノベーションの主張を受け入れ、特許裁判院と同じく無効判決を言い渡した。特許裁判所は、この日の判決で先行技術と比べて新規性がないと判断し、無効判決を言い渡したという。

これと関連し、特許裁判院は、昨年8月にSKイノベーションが提起した特許無効審判の審決で「特許のコア技術であるセパレートに塗布された活性層気孔構造についての請求範囲が広く、先行技術に開始されたセパレート気孔構造を一部含めている」としてSKイノベーションに軍配を上げた。

問題となったLG化学のセパレート特許は、従来のセパレートに塗布された活性層の気孔構造を用い、熱収縮と電機的なショートが発生しない、より安全性を向上した技術として知られている。LG化学は2005年に該当技術の開発に成功した。

一方、SKイノベーションもその翌年にリチウムイオンセパレート(LiBS)の独自生産に成功し、LG化学より先に商用化した。2011年、「無機物コーティングセパレート」特許をSKイノベーションが盗用したとしてLG化学がソウル中央地裁に特許侵害差し止め及び損害賠償請求訴訟を提起し裁判沙汰が始まった。

SKイノベーションは、独自技術であることを認められるため、韓国特許庁特許審判院に特許の無効審判を提起した。その後、控訴審に当たる特許裁判所でも勝訴を勝ち取り、SKに有利な展開となった。

SKイノベーションの関係者は、「今回の勝訴により、部品素材の国産化への取り組みが改めて認められた。これからも独自の技術力を足場に、有望な未来産業である電気自動車向けバッテリーとセパレートなどの新再生エネルギー事業に能力を集中していく考えだ」と歓迎の意を示した。

LG化学は、今回の判決は認められないとして直ちに上告する構えを示した。LG化学の関係者は、「LG化学の安全性強化セパレート(SRS)の特許は、米国などの海外特許庁や国内外の自動車メーカーから認められた独自の特許だ。海外で認められた特許が、逆に国内では否定された。直ちに大法院に上告する」と述べた。

世界のセパレート市場は、2009年から年平均約30%近くの成長率となり、昨年の市場規

模は1兆2000億ウォンだ。SK イノベーションは、19%のシェアで韓国1位、世界3位を占めている。

<パク・ジョンイル記者>

### 3-8 サムスン、アップルに軍配を上げた日本裁判所に控訴

デジタルタイムズ(2013.4.15)

共同通信は、日本で行われたアップルとの特許訴訟で敗訴したサムスン電子は、判決を不服として控訴したと15日に報道した。

東京地方裁判所は、2月28日、アップルの「iPhone 3GS」と「iPhone 4」、「iPad」の2機種などがサムスン電子の特許を侵害していないと判断、アップルに軍配を上げた。この製品に対するサムスン電子の損害賠償請求権も退けられた。

<キム・ユジョン記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 サービス標から分析した韓国経済

韓国特許庁(2013.4.2)

自営業が主となっているアパレル、コスメティックなどの卸・小売業、飲食・宿泊業、塾(学習塾)や娯楽分野のサービス分野におけるサービス標出願がこの2年間、著しく増加している。

韓国特許庁が最近10年間(2003~2012年)のサービス標出願統計を分析した結果、サービス標の業種別の平均出願割合は、卸・小売業が22%、飲食・宿泊業が20%、そして教育・芸能娯楽分野が16%と、サービス標出願の58.9%を占めており、特に6.3%の経済成長率となった2010年度に比べ、それぞれ3.6%(2011)、2%(2012)の低い経済成長率となったこの2年間では、なんと66%という著しい伸び率を示した。

こうした増加は、小規模の資本でも参入が可能な分野として、経済成長の鈍化にともなって職を失ったか、職を得られない未就業者、定年退職を迎えたベビーブーム世代などが創業しやすく、私教育費の増加に伴う塾(学習塾)の増加、コンピューターゲームや大衆文化関連産業、商品の流通産業の発展が背景にあると分析されている。

一方、巨額の資本と高い技術力が求められる金融業、建設業、商品加工業などは、2008年をピークに減少に転じた。政府の認可が厳しく、専門的な技術力が求められ、参入が難しい放送・通信業、デザイン、ソフトウェア、研究開発分野の出願は、足踏み状態にある。

サービス標の出願率が最も低い分野は、法務及びセキュリティサービス分野だが、最



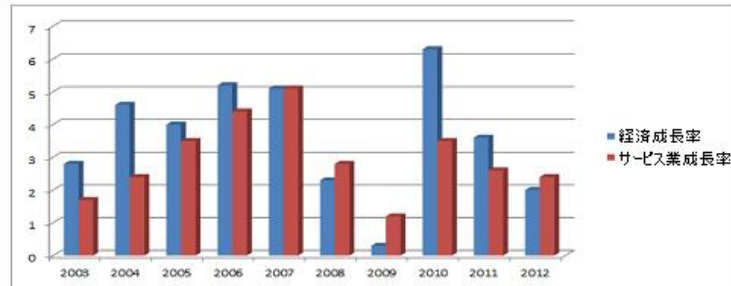
近 10 年間の平均出願率が 2.5%に過ぎない。

こうした低い出願率は、韓国の法務サービス供給が需要に追い付かないという現実と、セキュリティに対する認識がまだ普及していないことが反映されているが、法務サービス分野の出願は、今後、法律市場の開放と専門法曹人の増加などに後押しされ、増加が見込まれている。

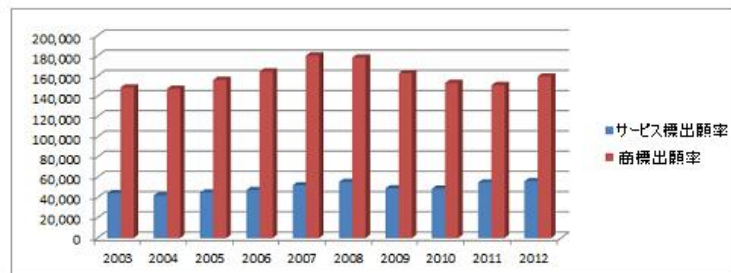
また、サービス標出願は、年平均約 5 万件と、全体商標出願で占める割合が 30%だ。こうしたサービス標の出願割合は、サービス業が GDP で占める割合が年平均 58%であることを踏まえれば、商標出願に比べて低迷しており、サービス標の必要性についての業界の理解は不足していることを示している。

韓国特許庁サービス標審査課のイ・ビョンテク課長は、「経済を読む指標は様々だが、商標の出願動向も意味のある指標になりうる。業界のサービス標に対する認識構造への取り組み、審査処理期間の短縮などを通じて、サービス標出願が活発に行われる環境を積極的に構築していきたい」と述べた。

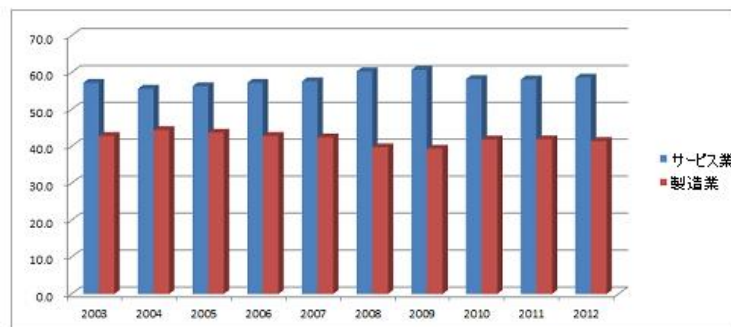
<添付1> 年度別の経済成長率とサービス業成長率の動き



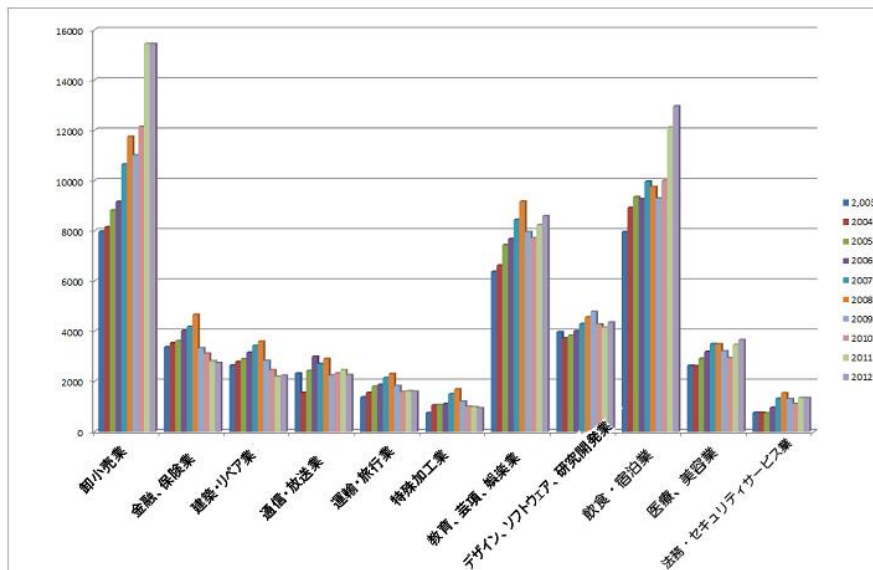
<添付2> 商標出現率とサービス業の出願率の動き



<添付3> GDPに占めるサービス業及び製造業の割合



＜添付4＞ 業種別のサービス業出願現の動き



-	2,003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
卸小売業	7,974	8,150	8,817	9,156	10,647	11,745	11,010	12,141	15,448	15,446
金融、保険業	3,369	3,536	3,616	4,026	4,184	4,662	3,327	3,112	2,814	2,739
建築、リペア業	2,649	2,787	2,896	3,150	3,423	3,590	2,825	2,457	2,190	2,242
通信、放送業	2,321	1,554	2,427	2,994	2,701	2,904	2,246	2,332	2,460	2,265
運輸、旅行業	1,375	1,554	1,801	1,874	2,145	2,302	1,826	1,595	1,623	1,601
特殊加工業	749	1,057	1,068	1,111	1,505	1,690	1,204	1,005	985	940
教育、芸能、娯楽業	6,375	6,624	7,437	7,679	8,442	9,171	7,960	7,710	8,235	8,588
デザイン、ソフトウェア、研究開発業	3,970	3,723	3,833	4,010	4,292	4,562	4,778	4,281	4,154	4,351
飲食、宿泊業	7,959	8,916	9,347	9,264	9,963	9,751	9,291	9,998	12,120	12,960
医療、美容業	2,636	2,613	2,910	3,181	3,496	3,486	3,210	2,938	3,464	3,657
法務、セキュリティサービス業	759	765	741	962	1,320	1,538	1,304	1,116	1,351	1,345
合計	40,136	41,279	44,893	47,407	52,118	55,401	48,981	48,685	54,844	56,134

4-2 模倣商標と認定され登録拒絶された商標が急増

韓国特許庁(2013.4.8)

韓国特許庁によると、消費者や需要者にある程度知られている商標をそのまま模倣した商標の出願が異議申立手続きにおいて模倣商標と認定され、登録が拒絶される事例が最近急増しているという。

長い間取り組んできて得た他人の営業上の信用や名前に便乗しようとする悪質な「模倣商標」について、韓国特許庁は、それを最小限に抑えるため模倣商標として認定された商標出願の権利取得を厳しく制限してきた。

異議申立で模倣商標として認定され登録拒絶された件数は、2009年には59件に過ぎなかったが、2012年には643件に増加し、最近3~4年間約10倍の超える水準に増加した。2013年も第1四半期(3月14日ベース)では144件が拒絶され、今後とも模倣商標として認定され商標の登録が拒絶される異議決定は、さらに増えると見込まれる。

また、最近4年間の異議申立全体の件数は7,983件だが、そのうち異議申立が「妥当だ」と認められたのは3,392件、約42.4%であるが、他人の商標を模倣した商標だという理由で拒絶されたのは1,293件にのぼる。

韓国特許庁は、1997年度に商標法を改正(第7条第1項第12号\*を新設)し、初めて模倣商標への対応にとりかかり、2007年度には、模倣商標の拒絶要件を大幅緩和\*した。その後からは、模倣商標の審査も強化するなど、模倣商標防止に積極的に取り組んできた。

\*(旧) 商標法は、国内外の需要者に特定人の商品を表示するものとして顕著に認識されているものと同一、または類似である商標は、模倣商標として認定し、商標登録をしないよう定めた。

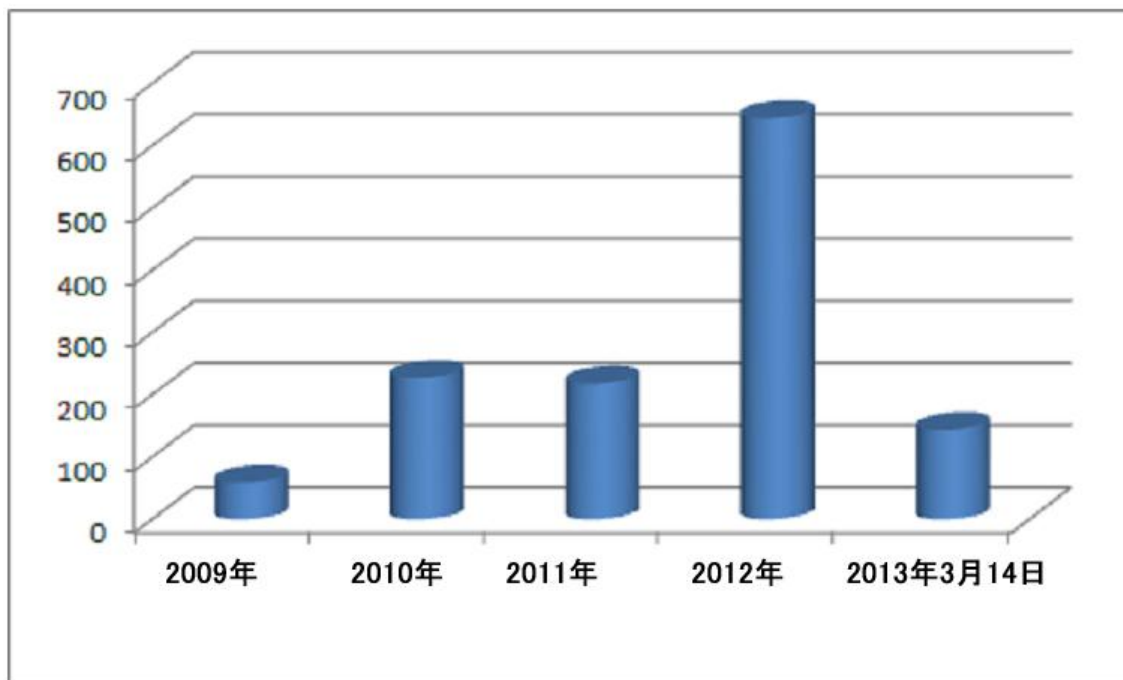
\*模倣商標の適用要件の緩和は、「顕著に」を削除し、ある程度知られている場合にも商標権が取得できないようにした。

商標3審査チームのペク・フムドクチーム長は、「今後、模倣商標ではないかと疑われた場合には、より厳しく審査手続きを進める計画だ。異議申立を行うときには、自分の商標がどれほど知られているのか、また、他人の出願商標が自分の商標を模倣した状況などを明確かつ具体的に証明すべきだ」と留意事項を説明した。

<異議申し立て関連の統計(2013年3月14日ベース)>

1. 商標異議申し立て申請引用件数(商標法第7条第1項第12号関連)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	合計
件数	59	227	218	645	144	1293

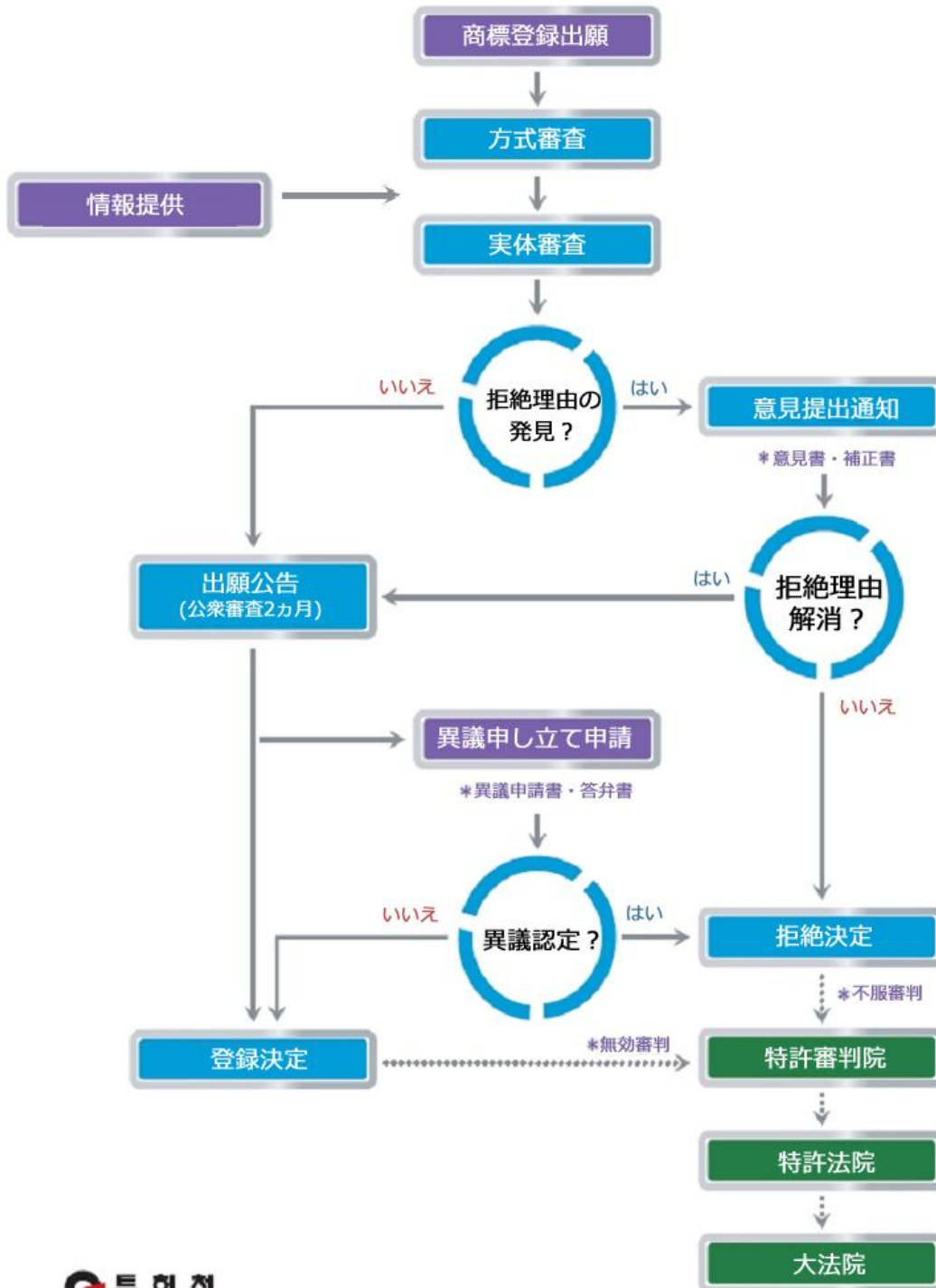


2. 商標の異議申し立て申請件数

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	合計
件数	1445	1696	2380	2302	160	7,983

<商標審査の流れ図>

商標審査の流れ図



その他一般

5-1 知財基盤の研究開発戦略が構築

電子新聞(2013.4.1)

研究開発(R&D)の段階から収益の創出を考えた知的財産 R&D が新たな戦略として注目されている。大学や政府系研究機関、中小企業の優秀な技術がそのままお蔵入りにされることを防ぎ、収益を上げられることが期待される。

インテレクチュアル・ディスカバリー(ID)は、国内の知識競争力の強化、優秀なアイデアの海外への流出防止、知財 R&D 専門企業の育成に向けた「知財 R&D プログラム」成果事例と実績を 1 日に発表した。企業と手を組み、標準特許・商用製品を知財 R&D を通じて優秀な知的財産として開発し、2011 年 6 件を出願、2012 年 117 件、2013 年 428 件の特許出願を進めていると説明した。

R&D はこれまで、知財の成果の一つとして扱われてきた。しかし、知財の R&D 戦略は、開発の初期段階から収益につながる特定技術や商用製品など、ライセンス活動を踏まえた R&D 戦略だ。収益の回収期間が短く、応用幅が広いというメリットがある。

大学・政府系研究機関・中小のベンチャ企業が知財 R&D を通じて取得した特許は、ID が構築中の守り型特許プールに構成される。ID は、特許出願費用の全額を負担し、その特許をやりくりして収益が出た場合、知財 R&D 遂行機関と配分する。ID は、「研究者は、特許のコスト負担なくアイデアを補償され、収益配当ももらえる。コスト負担で特許出願につながらないことを回避できる」と説明した。

知財 R&D 事業に参加しているキョンヒ大学のパク・クァンフン教授は、「海外に特許を出願するためには、米国ベースだと 1 件当たり 1000 万ウォンかかり、大学や研究所に負担が大きかった。知財 R&D では、費用支援だけでなく、標準化戦略を立てて特許の品質を管理するため、標準特許と商用特許の創出に大きな後ろ盾になった」と成果を評価した。ID は、「研究者を補償する新しい知財 R&D を通じて、新しい形の R&D を構築していきたい。知財専門のベンチャキャピタル子会社 ID ベンチャーズで、知財 R&D 企業と期間の育成を支援して聞きたい」と述べた。

<インテレクチュアル・ディスカバリーの知財 R&D 事業成果>

期間	技術分野	遂行機関	出願件数	
2011 年 (2010.10~2011.4)	e-paper	1 機関と 1 社	6 件	商用特許 6 件

2012 年 (2011.10~2012.7)	3DTV、動画の コーデックな ど 23 分野	18 機関-大学 11 校、研究所 2 カ 所、企業 5 社	117 件	標準特許 11 件 商用特許 106 件
2013 年 (2012.8~2013.5)	次世代近距離 通信、セキュリ ティ、LED 照明 など 25 分野	35 機関-大学 17 校、研究所 1 か 所、企業 17 社	428 件 (進行中)	標準特許 133 件 商用特許 295 件

<クォン・ドンジュン記者>

## 5-2 サムスン電子 昨年の R&D 投資額が 12 兆ウォン

デジタルタイムズ(2013.4.2)

サムスン電子の昨年の R&D 投資額が 12 兆ウォンに上ることが分かった。

2 日、サムスン電子の 2012 年度事業報告書によると、昨年の研究開発費は 11 兆 8924 億ウォンだという。これは、2011 年(10 兆 2867 億ウォン)より 1 兆 656 億ウォン(15.6%)増加したもので、昨年に記録した過去最多の売上高(201 兆 1036 億ウォン)の 5.9%だ。1 カ月で 1 兆ウォンを研究開発費として支出したことになる。サムスン電子の投資規模は、2010 年以降から毎年増加している。

その結果、サムスン電子は、韓国に 6166 件、海外に 1 万 1973 件の特許を出願した。大半がシステム LSI、DTV、LCD などで、サムスン電子の戦略的な商品に搭載されているか、今後、新事業に適用される予定の技術だ。特に、アップルとのスマートフォン特許訴訟の影響でデザイン特許の重要性が浮き彫りになり、昨年、米国では 378 件のデザイン特許を取得した。

一方、昨年のサムスン電子の重役 1 人当たりの平均給料は、6970 万ウォンで、男性は 7990 万ウォン、女性は 4400 万ウォンだという。

<パク・ジョンイル記者>

## 5-3 Wi-Fi ダイレクトの特許出願 韓国企業が主導

韓国特許庁(2013.4.3)

スマートフォンのユーザーなら、一度は自分のスマートフォンに保存されている映画や音楽をその場で友達のスマートフォンに転送したいと思ったことがあるはずだ。

しかし、今のスマートフォンでは、近距離通信向けブルトウースを採択しているが、転送のスピードが落ちていて一定距離を離れると転送ができないため、小容量のデータを転送の時に使うだけで、映画や音楽などの大容量データには向いていなかった。

近距離通信のもう一つの技術である Wi-Fi は、ブルトウースのデメリットを補完し、スピードと距離の限界はある程度克服したが、無線接続ができる近距離通信網が構築されている地域でしか使えなかった。



こうしたデメリットを克服した新しい技術、Wi-Fi ダイレクトが登場して注目されている。この技術は、大容量のデータを短時間内に(ブルトゥースの 12 倍)、100 メートル (ブルトゥースの 10 倍)圏内では大容量のデータも自由に転送できる。

韓国特許庁によると、この技術の特許出願は、Wi-Fi ダイレクト通信規格が発表された 2009 年に出願されはじめ、2 年間増加したが、2012 年には横ばいしている。

最近出願が急増したのは、Wi-Fi ダイレクトが通信産業分野に及ぼす波及効果が大きいという期待が反映されているという。

出願人属性別の特許出願動向を分析すると、2 つの特徴が見える。

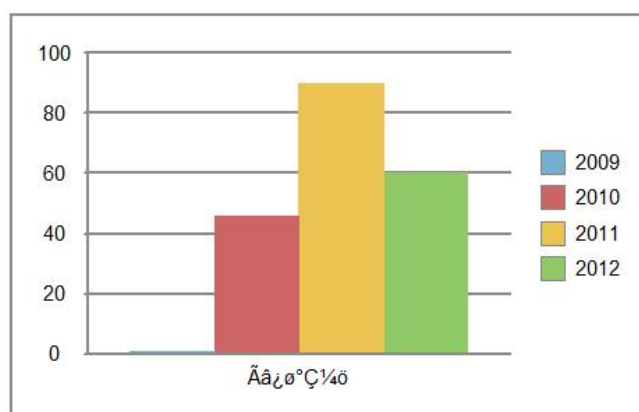
第一に、出願人属性別では大手が 71%、中小企業が 12%、個人の出願 13%、その他が 4%だ。これは、韓国のスマートフォン端末大手メーカーを中心に出願が行われていることを示す。

第二に、外国人の出願が少ない。具体的には、関連技術の Wi-Fi 出願でも、韓国人に比べて外国人の出願割合が低いが、両技術ともに通信産業分野のコア技術ではなく、応用技術であるためだと考えられる。今後、Wi-Fi ダイレクト技術の外国人の出願は、韓国市場を見極めて自国出願を基盤とする優先権主張の出願や、韓国を指定国とする国際出願の形で今後、韓国市場に参入するとみられる。

今後、Wi-Fi ダイレクトの最大のデメリットである電池消耗の速さをどう克服するかによって、その活用の範囲が決められ、Wi-Fi 技術が携帯端末だけでなく、M2M に基づくホームネットワーク、家電、自動車産業など、様々な分野に利用されていることを踏まえると、現在はスマートフォンや端末機などを中心にした出願が多いが、様々な産業分野で利用される Wi-Fi ダイレクト関連の出願が増加していくと予想されている。

Wi-Fi ダイレクト関連技術の年度別における特許出願動向

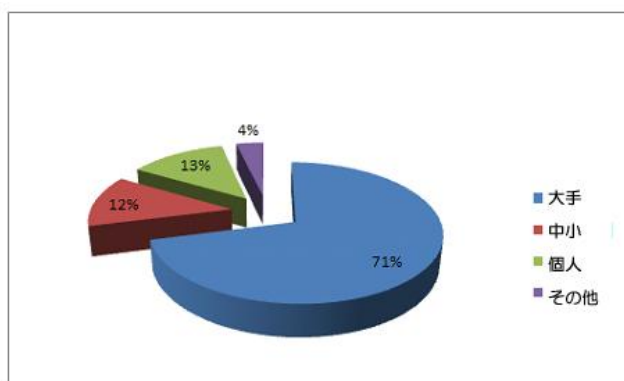
年度	2009	2010	2011	2012	合計
出願件数	1	46	90	60	197



Wi-Fi ダイレクト関連技術の特許出願人の動向

(単位：件数)

区分		2009	2010	2011	2012	計
韓国人	大手	-	34	62	41	137
	中小	-	6	14	4	24
	個人	1	3	9	12	25
	その他	-	1	4	2	7
	計	1	44	89	59	193
外国人			2	1	1	4
計		1	46	90	60	197



Wi-Fi 関連技術の特許出願動向

区分	2009	2010	2011	2012	計
外国人	50	56	31	36	173 (13.4%)
韓国人	277	295	186	362	1,120 (86.6%)
計	327	351	217	398	1,293 (100%)

5-4 ETRI 米国での特許競争力が世界1位

デジタルタイムズ(2013.4.4)

韓国電子通信研究院 (ETRI) が米国における特許競争力で世界的な研究機関を押しつけて 2 年連続 1 位に輝いた。マサチューセッツ工科大学 (MIT) やスタンフォード大学、航空宇宙局 (NASA) など、世界トップレベルの大学や研究機関より特許水準が優れていると評価され、注目を集めている。

未来創造科学部は、3 日、米国特許情報コンサルタント会社 IPIQ が世界の研究所、大学、政府機関などの 237 か所を対象に実施した 2012 年米国特許総合評価で、ETRI が昨年に続き今年も 1 位を獲得したと発表した。

米国 MIT が 2 位、カリフォルニア大学、スタンフォード大学がそれぞれ 3、4 位となった。中国の清華大学が前年の 12 位から 7 位も上がって初めて 5 位となり、台湾の総合研究機関である産業技術研究所 (ITRI)、米国エネルギー部 (DOE)、米国海軍、ドイツのフラウンホーファー研究機構 (FhG)、米国カリフォルニア工科大学が 6 位~10 位にランクインした。

NASA は 30 位、韓国の研究機関では KAIST が 32 位、ソウル大学が 38 位、ポステックが 63 位、韓国科学技術研究院 (KIST) が 66 位にランクされ、100 位内に 5 つの機関の名がランク入りした。

今回の評価は、研究開発 (R&D) 成果である特許登録件数と産業影響力、機関の技術変化のスピード、研究の競争力などを総合的に分析した。

ETRI は、その中でも特許登録件数が多くなっている。703 件と、2~5 位の MIT (257 件)、カリフォルニア大学 (415 件)、スタンフォード大学 (213 件)、清華大学 (184 件) より多い。10 位入りした機関のなかで特許登録件数が 500 件を超えたのは、ETRI と台湾の ITRI (529 件) だけだ。

技術変化の速度を表す「革新の周期」も 6.8 年と、MIT (13.1 年)、カリフォルニア大学 (11.5 年)、スタンフォード大学 (11.2 年) などに比べ非常に短いことと分析された。10 位入りした機関の中で革新の周期が最も短いのは清華大学 (6.3 年) だ。

しかし、産業界への影響力を表す産業影響力は、0.96 と、10 位入り機関の中では低い水準だ。MIT (2.46)、清華大学 (2.30)、スタンフォード大学 (2.03)、カルテック (1.65)、カリフォルニア大学 (1.51)、フラウンホーファー研究機構 (1.26) より産業影響力が低く、台湾の ITRI と米国海軍が ETRI より低いと分析された。

これは、登録件数は多くても産業界への波及力が大きいコア・基盤特許が不足していることを意味する。ETRI は、昨年 (1.0) よりも産業影響力の指数が低下した。

科学力量と研究強度も ETRI (それぞれ  $26 \cdot 0.01$ ) は、MIT ( $13.1 \cdot 1.44$ )、カリフォルニア大学 ( $11.5 \cdot 1.44$ )、スタンフォード大学 ( $11.2 \cdot 1.17$ ) より低い。

キム・フナム院長は、「最近の 4~5 年間、企業の技術支援に重点を置き、研究課題を細かくしてきたため、お金になる強いコア・基盤特許が比較的不足している。これから、特許の質的水準の向上に向け、発明ランク制度を導入し、大規模なコア・基盤技術研究の割合を高めていく考えだ」と説明した。

## 5-5 大学・研究所の特許が放置されている

電子新聞(2013.4.8)

大学と公的研究機関が持っている特許 10 件のうち 7 件は放置されているという。学会と研究会では、特許利用を妨げる現制度が問題だと指摘した。産官研の共同研究を通じて優秀な技術を知的財産化する時の技術移転の自立性保障を求める声が高い。

韓国知識財産研究院が今年の初めに特許活用専門家 362 人(企業 209 人、大学・公的研究機関 117 人、特許移転サービス業 36 人)を対象にアンケート調査を行った結果、45%が共同研究開発(R&D)で得られた共有特許の活用が最も難しいと答えた。大学・公的研究機関の 60.71%が共有特許は利用し難いと答えた。共有特許とは、産官研が連携して技術 R&D に人材とコストを投じ知財化した特許を意味する。特許権は R&D 投資家が所有する。

韓国の特許法第 33 条では、「2 人以上が共同で発明した時、特許を得られる権利を共有にする」と明示されている。最近、技術力とコストの限界を克服するため、共同研究を通じた特許出願が積極的に行われている。韓国知的財産研究院のシン・ミラン博士は、「リスクの分散・予防に効果があることが明らかになり、共有特許の出願も増加傾向にある」と説明した。調査の結果、共同 R&D のうち、76%が産官研共同だ。

しかし、大学・公的研究機関が持っている特許は、企業の活用率は平均 87.6%に達しているが、他の機関に移転されたか、実験室の創業、研究院の創業などに利用されたのは 23.4%にすぎない。大学・公的研究機関は、「共有特許の持ち分移転度実施権設定に他の共有者の同意を得させる現行法律が特許活用を阻害している」と批判した。同制度を問題視すると答えた企業は 14.3%にすぎない。

特許法 99 条によると、共有特許は、他の共有者の同意を得なくても発明を使用(実施権)できる。しかし、持ち分の譲渡や実施権を他の人に設定する場合には、共有者の同意が必要だ。これは、大学・公的研究機関が特許権を利用するためには、共に出願した企業の許諾を得なければならないという意味だ。特許権の独占を防ぎ、共有者の権利を保護するための制度なのだ。しかし、シム博士は、「大学と研究所は、直接特許を実施する能力がなく、特許権の移転と実施権の設定を通じて収益を上げることになる。実際、企業と共有した特許は、企業の同意無しには活用できない状態だ」と説明した。

共同 R&D 成果を学・研が活用できないため、昨年、国家知識財産委員会では、「産官研協力研究ガイドライン」を提示した。共同所有の特許の処分・実施・収益の配分に関する規定を設けたのだ。大学と公的研究機関の特許収益の配分を強調してはいるが、ガイドラインなので拘束力がないというのが専門家の見方だ。ある研究所の関係者は、「契約の際に、ガイドラインを厳守する必要はないので、コスト投資額が多い企業の声が強く反映される仕組みだ。交渉力の弱い大学・公的研究機関への配慮が乏しい」と述べた。

ドイツや米国などの海外では、他の共有者の同意がなくても特許の持ち分を譲渡でき

る。米国は、第3者に実施権を設定する時にも同意は要らない。フランスでは、特許の持ち分を譲渡する時、他の共有者がまず買収できる権利を保障する。韓国と特許法が類似している日本は、持ち分の移転や実施権設定に他の共有者の同意が必要だ。

シム博士は、「共有特許制度の根本的な問題は、法制度の見直しによって解決するのが最も望ましい。他の共有者の同意条件を維持するためには、紛争発生を抑えるための利益分配義務を明文化する規定が必要だ」と述べた。また、「同意要件を廃止すれば、企業の共同 R&D 参加が低下する可能性があり、他の共有者の優先買収請求権を認める必要がある」と付け加えた。

<クオン・ドンジュン記者>

## 5-6 融合時代！ブラックボックスにも新風

韓国特許庁(2013. 4. 10)

最近、テレビやインターネットから車両向けブラックボックスの映像をしばしば見かける。ブラックボックス普及の速度が速く、関連業界にも新風が吹き込んでいる。

韓国特許庁によると、通信技術が適用されたブラックボックス関連の出願は、2000年代初めまでは毎年2~3件にすぎなかったが、10年間大幅増加し、2010年以降は、毎年10~16件が出願されている。車両向けブラックボックスへの関心が高まり、技術力向上に向けた様々な試みがあることを裏付ける。

ブラックボックスに新たな機能が実現できたのは、通信技術と結合したことが大きなきっかけだ。事故が発生すると、ブラックボックスが自動的に事故が起きた車と周辺情報を収集して送り、警察、病院、保険会社がこの情報を分析して活用するといった形だ。

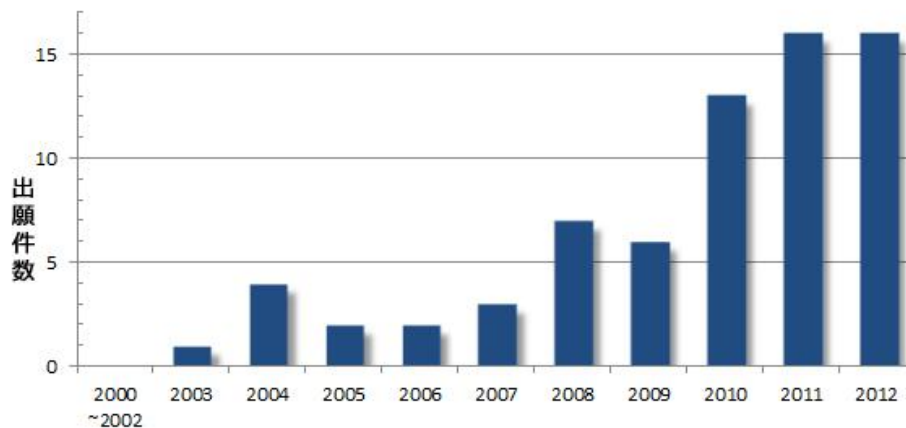
2000年以降の技術分野別の出願状況を分析すると、事故情報の転送が26件と最も多く、車両の管理情報の転送が23件、その他9件、車両・ブラックボックスコントロールが7件だ。

出願が急増した2010年をベースに技術変化の動きを分析すると、事故情報転送技術の出願は緩やかだが、情報を多様な形で活用できる管理情報転送技術などは、出願が大幅増加した。ブラックボックスの情報を積極的に多様に利用する方向で技術開発が行われていると解釈できる。

2000年以降の出願人属性別では、個人が24件(34.3%)、法人が46件(65.7%)を出願した。韓国全体の出願では、個人の出願は18.4%だが、この分野では個人の出願の割合が高いという特徴がある。

韓国特許庁の関係者は、「通信関連技術が急速に発展しており、その影響でブラックボックスの出願も今後着実に増加するとみられる。この分野で韓国の中小企業の活躍が期待されている」と述べた。

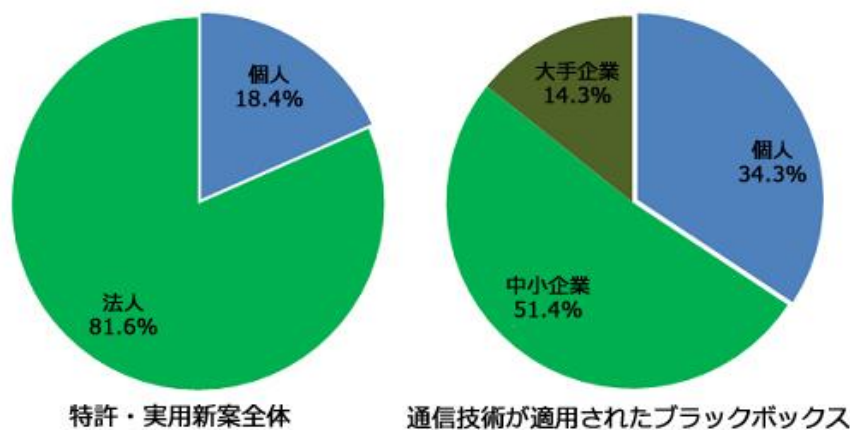
<2000年以降の特許及び実用新案の出願>



＜通信技術を活用した分野の出願現状＞

活用分野	2000~2009	2010~2012	全体
事故情報の転送	14	12	26
管理情報の転送	3	20	23
制御信号の受信	3	4	7
防犯	4	1	5
その他	1	8	9
合計	25	45	70

＜通信技術が適用されたブラックボックスの出願人属性別の出願現状＞



## 5-7 サムスン電子の特許戦略 米国に集中…理由は？

電子新聞(2013.4.14)

サムスン電子の特許経営の軸足が 2009 年から米国に移っていることが分かった。特

許係争が本格化した時点と一致する。韓国の特許保有による実益が低いことが背景として挙げられている。

14 日のサムスン電子によると、2009 年以降、毎年韓国に登録した特許件数は 1485~2013 件で、米国の 3611~5081 件の半分を下回る。数値だけ比較すると、米国に 2, 3 件出願した技術を韓国では 1 件しか出願しなかったことになる。

一般的に中小・ベンチャ企業は、コスト負担を理由に韓国に 5~10 件、そのうち 1 件程度を米国に出願する。コスト費用の負担が少ないサムスン電子も 2007 年には、国内登録特許件数が 1 万 974 件と米国の 2725 件の 4 倍だった。しかし、2008 年、韓国への登録件数が著しく減少した一方、米国登録件数は増え、この傾向は続いている。サムスン電子の関係者は、「海外で特許係争が増え、海外の特許登録の割合を高めた面がある」と説明した。

専門家は、その規模が小さく、まだ成熟していない韓国の知的財産市場の現状を考えると、サムスン電子の決定は当然だと話している。PN アイビ社のキム・ギルへ代表は、「国内に登録した特許の活用価値は無いに等しい。例えば、特許侵害を理由にサムスン電子が中小企業を提訴したとしても、実益はない。逆に中小企業を攻撃したと非難されるばかりだ」と説明した。また、他の知的財産会社の代表は、「侵害訴訟を提起しても勝訴率が低く、勝ったとしても賠償額が非常に少ない。サムスンとしては敢えて登録する必要はないと思っているだろう」と述べた。

一部では、韓国に特許を出願することが米国への登録を妨げる足かせだと指摘する。両国に特許を出願すると、平均的に韓国への登録が先に行われるが、この過程で権利の範囲が縮小する「傷跡がつく」ということだ。業界の関係者は、「韓国の審査官は、権利の範囲を縮小して登録しようとする傾向がある。これは、米国の特許手登録にもそのまま影響する」と説明した。

サムスン電子の海外中心の特許戦略により、他の大手企業や政府系研究機関も同じ動きを示すとみられている。そのため、韓国の特許登録件数が数年後には減少に転じるといふ分析も出ている。業界は、知的財産を唱えるグローバルのトレンドに合わせ、韓国も正当な評価と審判、損害賠償が行われるべきだと口を揃える。IP キューブのミン・スンウク代表は、「訴訟率と賠償額などを考えると、韓国では特許ビジネスが容易ではないのも確かだ」と指摘した。

<キム・ジュンベ記者>

【表】サムスン電子の韓国と米国への特許登録の動き(単位：件、%)

※出処：サムスン電子

区分	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
韓国	10,974	4,740	1,485	1,612	1,610	2,013

米国	2,725	3,515	3,611	4,551	4,894	5,081
割合	24.8	74.2	243.2	282.3	304.0	252.4

5-8 R&D 担当者 知財への関心高まった

電子新聞(2013. 4. 15)

最近、製品の開発初期段階から特許係争を念頭において研究開発(R&D)に投資する企業が増えている。

韓国電子情報通信産業振興会(KEA)の特許支援センターによると、特許技術情報検索士・分析士・ライセンス特許専門教育の受講生のうち、R&D 従事者数が 98.3%も増加した。企業からの受講生 10 人のうち 7 人は、R&D 業務の担当者であることが確認されたという。同センターは、「開発段階から知財係争を念頭に置いた知財 R&D の企業戦略にはプラスの影響を与えるだろう」と評価した。

しかし、R&D 担当者が知財に関心を持つのは中小・中堅企業で、知財担当者が不在している現状が反映されただけだという指摘もある。

KEA 知財権の実態調査によると、昨年、中小企業の中で「知財担当者が 1 人もいない」と答えたのは 39.9%だ。同センターの関係者は、「知財環境の不備により、R&D 担当者が特許業務までかかえている中小企業の実情が影響しただろう」と話した。

機関別の受講生は、企業からの受講者が今年 70.9%を占め、前年比 25.9%増加した。企業の特許活動として自社製品の権利と製品競争力を強化していると評価されている。一王、研究所からの受講生も 148.8%増加した。

大手企業を中心に特許係争が増加し、その影響で大手企業からの受講生も増えているという。大手企業の割合は 56.3%増加した。

KEA 特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「中小企業の R&D 担当者が特許業務まで行っている企業が多く、しばらく R&D 担当者の知財教育参加は増加するとみられる。R&D コストと時間を 30~40%削減できるため、プラスに影響するだろう」と語った。

一方、センター長は、「中小企業を中心に、先行技術調査を行っていない企業が多く、マーケティングや輸出の段階で特許係争が起こる可能性がある」と指摘した。知財権実施調査によると、先行技術調査を行っている中小企業は 12%にすぎない。

<クォン・ドンジュン記者>



過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム